

## 競馬等の払戻金に係る所得に対する課税状況について

### 1 検査の背景

#### (1) 競馬等の概要

競馬、競輪、小型自動車競走(オートレース)及びモーターボート競走(これらを「競馬等」)は、それぞれ競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法に基づいて施行されており、上記の各法律によれば、競馬等は、馬の改良増殖等の事業の振興に寄与するとともに地方財政の改善を図るために行うことなどとされている。そして、日本中央競馬会が施行する競馬は中央競馬、地方公共団体が施行する競馬は地方競馬となっており、競輪、オートレース及びモーターボート競走の施行者は地方公共団体となっている。また、売上金等に対する払戻しの率は70/100以上80/100以下等となっている。

#### (2) 競馬等の払戻金に係る所得に対する課税

所得税法で定められている所得の種類には、利子所得等8種類の所得のほか、一時所得及び雑所得がある。このうち、一時所得とは、利子所得等8種類の所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務等の対価の性質を有しないものをいい、懸賞等の賞金品、生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金等が該当する。一時所得の金額は、一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額(その収入を生じた行為をするためなどに直接要した金額に限る。)の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額(50万円)を控除した金額とされている(一時所得の金額は、その1/2相当額を総所得金額に算入することにより、他の所得と総合して課税することとなっている。)

また、雑所得とは、利子所得等8種類の所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいい、公的年金等のほか、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の人が受ける原稿料や印税等が該当する。雑所得の金額は、公的年金等に係るものの金額とそれ以外に係るものの金額の合計額とされており、このうち、公的年金等以外に係るものの金額は、総収入金額から必要経費を控除した金額とされている。

競馬等において、投票的的中者に対し、その競走(レース)についての払戻対象総額を的中した投票券に案分して支払われる払戻金に係る所得は、利子所得等8種類の所得に該当せず、通常、臨時・偶発的であり、営利を目的とする継続的行為から生じたものではないことから、一時所得に該当することとなっているが、国税庁は、次の①から③までの全てを満たす場合に限り、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当することとしている。

① 独自の条件設定等に基づくなどして、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで投票券を購入するなど、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら多数の投票券を購入し続けること

② 年間を通じての収支で多額の利益を上げていること

③ ①及び②の事実により、回収率(的中しなかった投票券を含む支出に対する収入の割合)が期間総体として100%を超えるように投票券を購入し続けてきたことが客観的に明らかであること  
一時所得の金額は、総収入金額からその収入を得るために支出した金額(その収入を生じた行為をするためなどに直接要した金額に限る。)の合計額等を控除した金額とされているため、一時所得に該当する場合には、的中しなかった投票券の購入額を控除することができない。これに対し、雑所得(公的年金等に係るものを除く。)の金額は、総収入金額から必要経費を控除した金額とされているため、雑所得に該当する場合には、的中しなかった投票券を含む全ての投票券の購入額を控除することができる。

なお、スポーツ振興投票(サッカーくじ)や当せん金付証票(宝くじ)については、売上金額に対する払戻しの率は50/100とすることなどとなっており、競馬等と異なり払戻金等に所得税を課さないこととなっている。

### (3) 競馬等における高額な払戻金の状況

近年、競馬等においては、単一のレースの1着から3着までを着順どおりの中した場合に払戻金が支払われる投票法(3連単)の人气が高くなっており、また、競馬等のうちモーターボート競走以外においては、複数のレースの1着等を全て的中した場合に払戻金が支払われることとし、的中者がいない場合等は当該払戻対象総額等をその後に行われる同一の種別のレースの加算金(キャリーオーバー分)とする投票法(指定重勝式投票法)が導入されるなどして、払戻金が高額になることがある種類の投票法による投票が普及している。このうち、指定重勝式投票法については、投票の単位(投票単位)は、中央競馬及びオートレースで100円、地方競馬で50円又は100円、競輪で100円又は200円であり、投票単位当たりの払戻金(単位払戻金)の上限額が12億円(競輪(投票単位200円))、6億円(中央競馬、地方競馬(投票単位100円))などとなっており、過去の単位払戻金の最高額(平成30年7月末時点)をみても、9億0598万円(競輪(投票単位200円)、22年10月)となっているなど、単位払戻金が非常に高額になるケースが発生している。

そして、指定重勝式投票法による投票券の発売は、全て、施行者等において、インターネット投票等、購入者の情報や購入・払戻金の支払に関する手続きがコンピュータによって処理される方法で行われており、その会員登録等の際に提携金融機関による本人確認等が行われている。一方、払戻金の支払の際における本人確認に関しては、現行の法令において規定が設けられておらず、高額な払戻金であっても、払戻金の支払の際に本人確認を行う仕組みは整備されていない。

(注) 地方競馬で50円 50円を超える場合は10円ごとに投票可能であるが、通常は50円単位で投票されることが多いため投票単位を50円としている。

### (4) 支払調書及び源泉徴収

課税所得の把握により適正な課税を実現するために、生命保険の一時金の支払や報酬等の支払を行うなどする所定の者は、所得税法に基づき、その支払に関する調書(支払調書)を作成し、税務署長に提出しなければならないこととなっている。そして、支払調書の対象については、外国為替証拠金取引(FX取引)の拡大や金地金の譲渡の増加など経済社会の発展に応じて、適正な課税の実現のために、累次の税制改正によって拡大されてきている。

また、効率的かつ効果的な徴税手続を実現するために、給与等の支払、配当等の支払を行うなどする所定の者は、所得税法に基づき、その支払の際に所得税を徴収し、これを国に納付(源泉徴収)しなければならないこととなっている。

競馬等の払戻金の支払の際には本人確認が行われていないことや単位払戻金が高額になる投票法が従前は存在しなかったことなどにより、競馬等の払戻金の支払については、これまで所得税法において、支払調書や源泉徴収の対象とされてきていない。

## 2 検査の着眼点等

競馬等の高額な払戻金に係る所得について、一時所得又は雑所得として適正な申告が行われているか、税務署等の税務調査等による所得の捕捉が有効なものとなっているかなどに着眼して、全国の524税務署管内の27年分の所得税の申告(決定等を含む。)のうち、一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額と特別控除額50万円とを控除した金額(一時所得の金額)が1000万円以上の全ての申告及び雑所得に係る収入金額が1050万円以上の全ての申告それぞれ10,567件及び7,645件、計延べ18,212件(同一の納税者が一時所得と雑所得の申告を行ったものが84件含まれている。)に係る確定申告書等の関係書類を対象に検査した。また、国税庁、63税務署及び財務省において会計実地検査を行った。

## 3 検査の状況

### (1) 競馬等における高額な払戻金の申告の状況

27年分の一時所得の金額1000万円以上の申告10,567件、雑所得の収入金額1050万円以上の申告7,645件、計延べ18,212件について、1050万円以上の単位払戻金(高額単位払戻金)に着目して払戻金の計上状況を検査したところ、収入金額に払戻金以外の金額のみが計上されていたり、収入金

額に計上された払戻金が1050万円未満であったりなどして、一時所得又は雑所得の収入金額に高額単位払戻金が計上されていないことが確認できた申告は延べ17,925件であり、検査対象とした申告延べ18,212件の98.4%を占めていた。一時所得又は雑所得の収入金額に高額単位払戻金が計上されている又は計上されている可能性があるとして認められた申告(高額払戻金申告)は69件であり、一時所得又は雑所得の収入金額に払戻金が計上されているかどうかを確認できなかった申告(確認不能申告)は218件であった。

そして、高額払戻金申告について所得の種類別にみると、一時所得54件(払戻金計23億4114万円)、雑所得15件(同計43億9078万円)、計69件(同計67億3193万円)となっていた(払戻金のうち、1050万円未満の単位払戻金であることが明らかとなったものは集計の対象としていない。)。また、確認不能申告218件における高額単位払戻金の計上の状況については、検査の対象とした延べ18,212件のうち、その98.4%に当たる延べ17,925件が収入金額に高額単位払戻金を含まないものであったように、収入金額に高額単位払戻金が計上されていることはまれであると考えられることから、高額単位払戻金の計上はないものと推定しても大きな開差が生じないと考えられる。

一方、競馬等の各レースの開催日、レース名、払戻金等に関する情報は、施行者等によって公表されていることから、これを用いて、27年における高額単位払戻金を集計すると計531口、127億4476万円となっていた。そこで、高額単位払戻金531口、127億4476万円に係る所得の申告の状況について検討すると、次のとおりである。

高額払戻金申告69件の内訳は、前記のとおり一時所得54件、雑所得15件となっている。

69件のうち「収入金額に払戻金が1050万円以上計上されており、確定申告書等におけるレースを特定する記載や特定のレースの払戻金との金額の一致により、高額単位払戻金が計上されていると認められたもの」は27件であり、これらは全て一時所得による申告であった。そして、これらについては高額単位払戻金531口のうちの28口(指定重勝式投票法22口及び3連単6口)の15億4292万円が収入金額として計上されているものと考えられる。

一時所得の申告54件のうち、上記の27件を除く残りの27件(計上されている払戻金の額計7億9821万円)については、「確定申告書等に払戻金に関する詳細な記載がないことからレースを特定することができないが、収入金額に払戻金が1050万円以上計上されていることから、その内訳の中に高額単位払戻金が計上されている可能性があるとして認められたもの」である。そして、これらについては、1050万円未満の単位払戻金がどの程度計上されているか確定することが困難であることから、収入金額として計上されている高額単位払戻金の額の上限は7億9821万円となる。

また、雑所得の申告15件(計上されている払戻金の額計43億9078万円)は、上記と同様に、その内訳の中に高額単位払戻金が計上されている可能性があるとして認められたものである。これらについては、払戻金に対する必要経費の率が全て60%を超え、このうち13件は80%を超えているなどしており、偶然性の影響を減殺するために年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら多数の投票券を購入し続けてきたもの(前記の雑所得に該当することとなるための条件①に該当)であるとみられる。そして、高額単位払戻金が期待される投票券については、的中確率が極めて低くなることを考えると、上記のような工夫をしながら投票券を購入する者が購入の対象とする可能性は低く、雑所得の申告15件において収入金額として高額単位払戻金が計上されているとしてもその数及びこれに係る払戻金の額は限定的であると考えられる。

したがって、高額単位払戻金531口、127億4476万円に係る所得については、レースを特定できた一時所得の申告27件により28口分の15億4292万円に係る所得は申告されていると考えられ、これに加えて、レースを特定できなかった一時所得の申告27件により計上されている額の上限である7億9821万円に係る所得が申告されているとすると、計23億4114万円に係る所得が申告されていることになる。そして、確認不能申告218件については高額単位払戻金の計上はないと推定しても大きな開差は生じないと考えられること、雑所得の収入金額に計上されている高額単位払戻金は限定的であると考えられることを踏まえると、高額単位払戻金100億円程度に係る所得については、

その多くが申告されていないものと考えられる。

このように、所得税においては申告納税制度の下、納税者が自主的に所得等を申告することとされているため、一定の申告漏れが生じ得ることを踏まえても、なお多額の競馬等の払戻金に係る所得が申告されていないと認められる状況となっていた。

そして、払戻金の支払の際に本人確認を行う仕組みが整備されていないことなども合わせてみると、納税者において、競馬等の高額な払戻金を得た場合に申告を行うようにすることが定着していない状況がうかがわれた。

また、競馬等の払戻金に係る所得の申告について、国税庁における周知の状況を確認したところ、記者発表、確定申告の手引き及び国税庁ホームページなどを通じて確定申告が必要となる旨の周知を行っていたものの、競馬等の施行者に協力を求めて適正な申告を促すなど、方法を工夫して広報を充実させる余地があると認められた。

## (2) 税務調査等による所得の捕捉の状況

高額払戻金申告69件は、一時所得又は雑所得の収入金額に高額単位払戻金531口のうちのいずれかが計上されている又は計上されている可能性があるとして認められた申告である。そこで、高額払戻金申告69件に関する税務署等の税務調査等の状況を確認することにより、高額単位払戻金531口について、税務調査等による所得の捕捉の状況を検査することとした。

検査したところ、高額払戻金申告69件のうち、税務調査等によって申告を行っていたものは10件、税務調査等によらずに申告を行っていたものは59件であった。

そして、税務調査等によって申告を行っていた10件について、税務調査等の内容を確認したところ、競馬等の払戻金以外の事項に関して疑義があったため税務調査を行い、結果的に競馬等の払戻金に係る所得の申告漏れが判明したものが9件及び所得の計算方法に関して疑義があったため行政指導を行ったものが1件であり、高額単位払戻金531口に係る所得の捕捉としては、当初から競馬等の払戻金に係る所得の申告漏れに着目して税務調査等が行われていたものはなかった。これは、税務署等において、個々の競馬等の高額な払戻金に関して支払調書等により確実な情報を入手することとなっていないことから生じたものと思料された。

このように、競馬等の高額な払戻金を得た納税者が、自主的に申告を行わない場合には、税務調査等において、払戻金の支払があったことを十分に捕捉することが困難な状況となっていると認められた。

さらに、前記の申告漏れが判明したものの9件(いずれも一時所得)の税務調査の内容についてみると、8件において、納税者に払戻金が支払われたレースを特定するための確実な情報を入手することができず、的中した投票券に対する購入額を把握していなかった。そのため、的中した投票券ごとの控除額の代わりに、日ごと又は週等ごとの取引記録により、的中しなかった投票券を含む投票券の購入額の総額に基づくなどして控除額を算定しており、8件の払戻金計8億4497万円に対して控除額計4億0190万円を容認せざるを得ない状況となっていた。これは、税務署等において、個々の競馬等の高額な払戻金に関して支払調書等により確実な情報を入手することとなっていないことから生じたものと思料された。

このように、競馬等の高額な払戻金について、税務調査等において、払戻金から控除すべき額を十分に捕捉することが困難な状況となっていると認められた。

## 4 本院の所見

本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、国税庁において、納税者に適正な申告を促す広報を充実させるとともに、財務省において、競馬等の払戻金に係る所得に対し、適正な課税の確保に資する所得の捕捉等に関する様々な制度の在り方について、関係する省庁等との議論を踏まえ検討していくことが必要である。

本院としては、今後とも競馬等の払戻金に係る所得に対する課税について、引き続き注視していくこととする。